申請の手引

令和８年度
京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金

【申請書類提出先・問合せ窓口】

○京都市環境政策局地球温暖化対策室
- 受付時間：平日　９時００分～１７時００分
- 住　　所：〒６０４－８５７１
  京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
- 電　　話：０７５－２２２－４５５５
- 電子メール：ene@city.kyoto.lg.jp

（※電子メールでの申請は、添付資料の容量を１０MB以内としてください）

○ 一般社団法人京都府建築士事務所協会
- 受付時間：平日　９時００分～１７時００分
- 住　　所：〒６０３－８１６３
  京都市北区小山南大野町１番地　紫明会館１階
- 電　　話：０７５－３３４－５２７７
- 電子メール：eco2050@kyoto-kenchiku.com

目次

１　申請の概要（詳細は３以降を参照ください）……1

⑴ 概要……1

⑵ 注意点……2

２　事業概要……3

３　補助対象の詳細について……5

⑴ 申請を行う方は、以下の要件を満たす必要があります。（要綱第３条）……5

⑵ 設置する設備は、次の①～④の要件を満たす必要があります。（要綱第４条）……6

４　補助金額について……8

５　補助金交付スケジュール……9

⑴ 令和８年度に工事着手し、令和９年２月２８日までに工事が完了する場合……9

⑵ 令和８年度に工事着手し、令和９年４月１日から令和１０年２月２９日までに工事が完了する場合（新増築建築物で、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までがやむを得ず長期に渡る場合に限る）……9

６　補助金申請の流れ（一般的な例）……10

７　景観手続（※　必ず工事着手前にご確認ください。）……12

景観規制等の確認方法……12

８　申請・問い合わせ窓口……14

９　提出書類チェックリスト……16

⑴ 交付申請及び事業開始承認申請……16

⑵　変更承認申請……17

⑶　実績報告……18

10　交付申請書及び事業開始承認申請の記入例と注意点……20

11　変更承認申請書の記入例と注意点……24

12　実績報告書の記入例と注意点……28

13　添付書類作成例……31

⑴ 蓄電池のパッケージ型番がＳＩＩに登録済であることが分かる書類……31

⑵ 予定工程表……32

⑶ 再生可能エネルギー算出表……33

⑷ 太陽電池モジュールの写真……34

（参考）　納品書例（太陽光パネル、パワコン、蓄電池等）……35

（参考）　内訳書例（太陽光パネル、パワコン、蓄電池等）……36

14　よくあるご質問……37

１　申請の概要（詳細は３以降を参照ください）

⑴　概要

京都市内の延床面積 10m² 以上の建築物（延べ床面積 300m2 未満の戸建て住宅を除く）において、本市が定める基準量に 1kW 以上上乗せして太陽光発電設備を設置する場合が対象となります。当該太陽光発電設備に付帯する設備として、蓄電池を設置する場合は、蓄電池も補助対象となります。

建築物の種類	建築物の規模	基準量※２
新増築建築物 既存建築物	延べ床面積10㎡以上300㎡未満 （300㎡未満の戸建て住宅を除く※１）	３万MJ（メガジュール）
	延べ床面積 300㎡ 以上 2,000㎡ 未満	
	延べ床面積 2,000㎡ 以上	３０MJ×延べ床面積（m2） （上限 45 万 MJ）

※１ 300㎡ 未満の戸建て住宅は対象外です。別の補助事業を実施予定ですので、そちらの活用を御検討ください。

※２ ３万 MJ は、太陽光発電設備では、2.7kW～3.3kW 程度に相当します。

ア　対象設備と補助金額

補助対象設備		補助額	補助上限額
①	太陽光発電設備	５万円／ｋＷ （基準量分も対象）	１，８００万円 （その他、設備設置費用に係る上限あり）
②	蓄電池 （①に付帯する設備）	導入費用の１/３ （工事費込、税抜）	以下項目のいずれか低い額 ・設備容量に以下の価格を乗じた額 家庭用：５．１万円／ｋＷｈ 業務用：６．３万円／ｋＷｈ ・１００万円（災害時に地域で電力を提供する場合は、上限２００万円）

イ　対象期間

・ 設備の設置工事に関する契約時期や工事期間等が以下の期間内であること。

建築物の種類	請負契約締結日	補助対象設備の工事着手	補助対象設備の工事完了及び実績報告
新増築時に設置	令和 4 年 7 月 15 日以降	令和８年度	令和 9 年 2 月 28 日まで※1、※2
既存建築物に設置	令和 8 年 4 月 3 日以降	令和８年度	令和 9 年 2 月 28 日まで※2

※１　新増築建築物において、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までが長期に渡り、令和９年４月１日から令和９年２月２８日の間に完了する場合は、補助対象設備の工事着手前かつ令和９年２月２８日までに事業開始承認申請を行い、令和９年度に改めて申請してください（事業開始承認をもって、交付を保証するものではありません）。

※２　令和９年３月１日から令和９年３月１５日までに工事が完了する場合は、令和９年３月１５日まで。

ウ　申請の流れ（令和９年２月２８日までに工事が完了する場合）

①　交付申請受付期間（交付申請書を補助対象設備の工事着手前かつ以下の期間内に提出）

令和８年４月１０日（金）　～　令和９年１月２９日（金）

ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

②　実績報告提出期限

補助対象設備の工事完了日から６０日以内又は令和９年２月２８日のいずれか早い日まで

ただし、工事完了日が令和９年３月１日～令和９年３月１５日の場合は、令和９年３月１５日まで

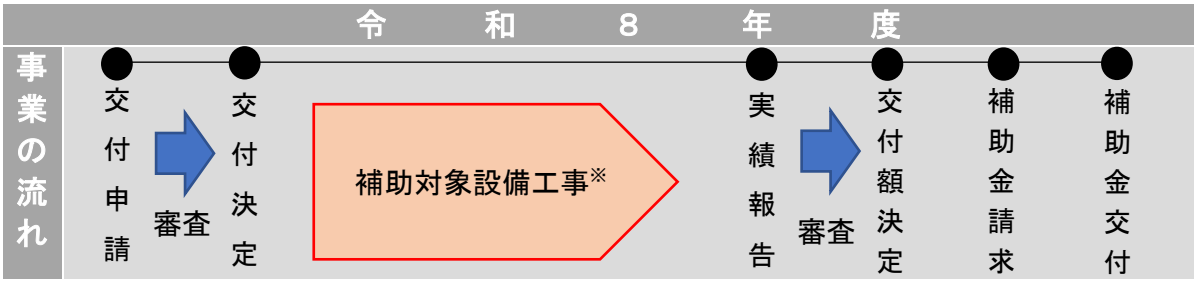

※　原則、交付決定通知後に補助対象設備工事を行っていただく必要がありますが、やむを得ない事由により、交付決定通知前に工事に着手しようとする場合は、交付申請時に、事前着手届を提出してください（交付を保証するものではありません）。

令和８年度より運用を変更しましたので、ご注意ください。

⑵　注意点

ア　太陽光発電設備の補助額の算出方法について（⑴ア関係）

交付額の算出に用いる発電出力については、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位：kW）とパワーコンディショナーの定格出力の合計値（単位：kW）のいずれか低い方の値を、kW 単位で小数点以下を切り捨てた値を用いることとします。

＜算出例＞

・　公称最大出力 340W／枚の太陽電池モジュールを 55 枚設置し、定格出力 5.5kW／台のパワーコンディショナーを３台設置した場合

①	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値	18.7kW （計算方法：340W×55 枚）
②	パワーコンディショナーの定格出力の合計値	16.5kW （計算方法：5.5kW×3 台）
太陽光発電設備の発電出力 （①と②のいずれか低い方の値の小数点以下切捨て）		16kW
補助額		800,000 円 （計算方法：16kW×5 万円）

イ　補助対象設備の工事の事前着手について（⑴イ、ウ関係）

交付決定又は事業開始承認前の補助対象設備の工事着手について、交付申請書又は事業開始承認申請書提出時に事前着手届をご提出いただくことで、交付申請から交付決定、又は事業開始承認申請から事業開始承認の間に工事の着手をしていただけます（交付を保証するものではありません）。

２　事業概要

⑴ 補助金名

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金

⑵ 事業予算額（令和８年度）

７９，２６５，０００　円

⑶ 事業内容

京都市では京都市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築又は増築時に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備を設置するよう義務付けています（右図及び下表参照）。

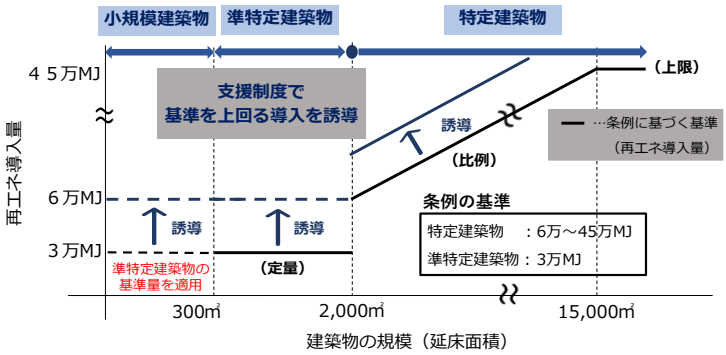

建築物の延べ床面積	再生可能エネルギー利用設備の設置に関する義務量
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満（準特定建築物）	年間 3 万 MJ 以上
2,000 ㎡以上（特定建築物）	年間【延床面積の㎡数×30】MJ 以上 （義務量の上限は年間 45 万 MJ）

本事業は、同義務量（基準量）に 1kW 以上上乗せして太陽光発電設備を設置しようとする場合に、その設置費用（義務量分を含む）及び同設備に付帯する蓄電池の設置費用を支援します。

また、令和６年度から、既存建築物や小規模建築物（延べ床面積 300m² 未満の建築物（戸建て住宅を除く））にも支援対象を拡大し、太陽光発電設備の設置費用（基準量分を含む）及び同設備に付帯する蓄電池の設置費用を支援しています。

＜上乗せ設置補助の基準量＞

建築物の種類	建築物の規模	基準量※２
新増築建築物 既存建築物	延べ床面積10m²以上300m²未満 （戸建て住宅を除く※１）	３万 M（メガジュール） J
	延べ床面積 300m² 以上 2,000m² 未満	
	延べ床面積 2,000m² 以上	３０MJ×延べ床面積（m2） （上限 45 万 MJ）

※１　300m² 未満の戸建て住宅は対象外です。別の補助事業を実施予定ですので、そちらの活用を御検討ください。

※２　３万 MJ は、2.7kW～3.3kW 程度に相当します。

（参考）地球温暖化対策条例における新増築建築物への義務規定

・　延床面積 10 ㎡以上の全ての建築物の新築等

規定項目	規定内容
再生可能エネルギーの導入・設置に関する建築士の説明等	・建築主に対し、書面を交付して説明 ・設計を行った建築物の工事完了後３年間、上記書面を保管

・　延床面積 300 ㎡以上、2,000 ㎡未満の建築物の新築等（準特定建築物）

規定項目	規定内容
再生可能エネルギー利用設備の設置等	・条例に定める基準以上の再生可能エネルギー利用設備の設置 ・上記設備の設置に係る工事完了後、速やかに完了届を提出

・　延床面積 2,000 ㎡以上の建築物の新築等（特定建築物）

規定項目	届出等期限
建築物排出量削減計画書の提出等	・工事着手予定日の 21 日前までに建築物排出量削減計画書を提出※ ・工事完了後速やかに完了届を提出 ※ 届出に変更が生じた場合、変更後速やかに変更届を提出
地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備の設置等	・条例に定める基準以上の地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備の設置 ・工事着手予定日の 21 日前までに地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置届出書を提出※ ※ 届出に変更が生じた場合、変更後速やかに変更届を提出（完了届は提出不要）
建築物環境配慮性能の評価等	・建築環境総合性能評価システムによる評価、工事現場への評価結果の表示 ・表示後速やかに建築物環境配慮性能表示届を提出※ ※ 届出に変更が生じた場合、変更後速やかに変更届を提出（完了届は提出不要）

・地球温暖化対策条例　URL：https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000215806.html

・設置基準と算出方法　URL：https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000172303.html

３　補助対象の詳細について

補助対象かどうかは、主に次の２つの要件によって決まります。⑴及び⑵それぞれの要件について該当しているか、ご確認ください。

⑴　申請を行う方が、対象となるかどうか　　（要綱第３条）

⑵　設置する設備が、対象となるかどうか　　（要綱第４条）

⑴　申請を行う方は、以下の要件を満たす必要があります。（要綱第３条）

① 太陽光発電設備の補助を受ける場合

京都市内の延べ床面積10m²以上の建築物（延べ床面積300m²未満の戸建て住宅を除く）において、以下に定める基準量に１kW以上上乗せして太陽光発電設備を設置する民間事業者（PPA事業者及びリース事業者を含む）又は個人

建築物の規模	基準量※
延べ床面積10m²以上300m²未満（戸建て住宅を除く）	３万 M（メガジュール） J
延べ床面積300m²以上2,000m²未満	
延べ床面積2,000m²以上	３０ MJ×延べ床面積（m2） （上限45万MJ）

※ ３万 MJ は、2.7kW～3.3kW 程度に相当します。

② 蓄電池の補助を受ける場合（①太陽光発電設備と同時設置のみ）

①の太陽光発電設備に付帯する設備として、蓄電池を設置する民間事業者（PPA 事業者及びリース事業者を含む）又は個人

①～②の規定にかかわらず、以下に該当する者は対象としません。

- 租税公課を滞納している者
- 京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者

③ 期間

補助対象設備の設置工事の請負契約締結日等は、以下に定めるとおりとする。

建築物の種類	補助対象設備の 工事請負契約締結日	補助対象設備 の工事着手	補助対象設備の工事完了 及び実績報告
新増築建築物	令和４年７月１５日以降	令和８年度	令和９年２月２８日まで※1、2
既存建築物	令和８年４月３日以降	令和８年度	令和９年２月２８日まで※1

※１　令和９年３月１日から令和９年３月１５日までに工事が完了する場合は、令和９年３月１５日まで

※２　新増築建築物で、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までが長期に渡り、補助対象設備の工事が令和９年４月１日以降に完了する場合は、令和８年度の補助対象設備の工事着手前に事業開始承認申請を行い、令和９年度に改めて申請してください(事業開始承認を以て、交付を保証するものではありません)。

⑵　**設置する設備は、次の①～④の要件を満たす必要があります。（要綱第４条）**
また、設置する設備ごとに、下表の要件を満たす必要があります。

① エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。

② 各種法令等を遵守した設備であること。

③ 商用化され、導入実績がある設備であること（中古設備は、原則、対象外）。

④ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について**Ｊ－クレジット制度への登録を行わないこと**。

補助対象設備と設備要件

補助対象設備	主要な設備要件及び解説
太陽光発電設備	⑴　本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 →　自家消費した分の CO_2 排出削減量を環境価値として他人に譲渡しないでください。 ⑵　固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 ⑶　電気事業法に定める接続供給（自己託送）を行わないこと。 →　補助対象設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が運用する送配電ネットワークを介して、別の場所にある補助対象者が所有する建物に送電しないこと。 ⑷　需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上とすること。 →　一定の割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上自家消費できるか試算してください。

（補足１）非FIT／非FIPの買取り事業者

非FIT/非FIPの余剰電力の買い取りを行っている小売電気事業者をお探しの方は、以下HPをご参考ください。

非FIT余剰電力の買取事業者について／京都府ホームページ

（補足２）太陽光発電設備の業務用、家庭用の区分例

	業務用	家庭用
用途	事務所　店舗　自治会館 集合住宅（共用部のみで自家消費）	戸建て住宅 集合住宅（各戸で自家消費）

※　店舗兼住宅については、店舗部分を店舗用、住宅部分を家庭用と定め、全体に占める割合を面積から算出し、消費する電力量は業務用 50%以上、家庭用 30%以上自家消費できるか試算してください。全体に占める割合の算出が困難な場合には、業務用として、試算してください。

※　新築する住宅に対象設備を設置し、同一敷地内の工場で電力を消費する場合、工場で 100%消費するのであれば、業務用として取扱います。自宅でも使用する場合は想定される用途ごとに按分してください。

（例）需要家 A（一般家庭）と需要家 B（工場）が同一敷地内にあり、設置した PV から自営線で両方に電力供給する場合

→　需要家 A と需要家 B の電力消費量を算出し、以下の条件を満たしてください。

$$\frac{(\text{A の電力消費量}+\text{B の電力消費量})}{\text{発電量}} > \frac{(\text{A の電力消費量})}{(\text{A の電力消費量}+\text{B の電力消費量})} \times 0.3 + \frac{(\text{B の電力消費量})}{(\text{A の電力消費量}+\text{B の電力消費量})} \times 0.5$$

（補足３）業務用の自家消費割合

自家消費割合が 50%に満たない場合であっても、自家消費割合が 30%以上かつ、発電した電力の 50%以上を京都府内の需要家が消費する場合は、自家消費割合に係る設備要件を満たしているものとみなします。

補助対象設備	主要な設備要件の解説
蓄　電　池	⑴　本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備として同時に申請され、同時に設置されるもの →　蓄電池への単独補助は実施しておりません。 →　蓄電池が補助対象であっても、太陽光発電設備が補助対象でない場合、共に補助対象外になります。 ⑵　原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 →　商用電源から蓄電池への充電は行わないようにし、日常的に再生可能エネルギーから充電した電気を利用してください。 ⑶　家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 （家庭用：4,800Ah・セル未満、業務用：4,800Ah・セル以上）

詳細の補助要件については、京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱を御確認ください。

４　補助金額について

①太陽光発電設備、②蓄電池について補助金の交付を行います。補助額は下表のとおりです。

※補助対象設備ごとに要件がありますので、Ｐ６、Ｐ７をご確認ください。

	補助対象設備	補助額	補助上限額
①	太陽光発電設備	５万円／ｋＷ （基準量分も対象）	１，８００万円 （その他、設備設置費用に係る上限あり）
②	蓄電池 （①に付帯する設備）	導入費用の１／３ （工事費込、税抜）	以下項目のいずれか低い額 ・設備容量に以下の価格を乗じた額 家庭用：５．１万円／ｋＷｈ 業務用：６．３万円／ｋＷｈ ・１００万円（災害時に地域で電力を提供する場合は、上限２００万円）

（補助金の利用例）

・ 太陽光発電設備導入の場合

建築物の延べ床面積	基準量	設備導入量	上乗せ導入量	導入総額	上乗せ導入金額（上限）	補助額（上限額：1800 万）
500 ㎡	3kW	10kW	7kW	250 万円	175 万円 (250×(7/10))	**50 万円** **(10kW×5 万円)**
5,000㎡	15kW	30kW	15kW	750 万円	375 万円 (750×(15/30))	**150 万円** **(30kW×5 万円)**
10,000㎡	30kW	32kW	2kW	800 万円	50 万円 (800×(2/32))	**50 万円※** **（上乗せ導入金額）**

※ 「容量(kW)×５万円」と「上乗せ導入金額」のいずれか低い方が補助額となります。

・ 蓄電池導入の場合（家庭用：4,800Ah・セル未満、業務用：4,800Ah・セル以上）

	設備導入量	導入総額	補助額（導入総額×1/3）	1kWh 当たりに設けている上限額※による補助上限額	補助額（上限額：100 万円）
家庭用蓄電池	5kWh	60 万円	**20 万円**	**25.8 万円** (5.16 万円×5kWh)	**20 万円**
	10kWh	200 万円	**66.6 万円**	**51.6 万円** (5.16 万円×10kWh)	**51.6 万円**
業務用蓄電地	20kWh	240 万円	**80 万円**	**126.6 万円** (6.33 万円×20kWh)	**80 万円**

※ 家庭用蓄電池：5.16 万円/kWh、業務用蓄電池：6.33 万円/kWh

５　補助金交付スケジュール

申請や補助金の交付の流れは、補助対象設備（太陽光発電設備及び蓄電池）の工事期間によって異なり、以下のとおりです。

⑴　令和８年度に工事着手し、令和９年２月２８日までに工事が完了する場合

①　交付申請受付期間（補助対象設備の工事着手前に提出）

令和８年４月１０日　～　令和９年１月２９日
ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

②　実績報告提出期限

補助対象設備の工事完了日から６０日以内又は令和９年２月２８日※のいずれか早い日まで

※ 工事完了日が令和９年３月１日～令和９年３月１５日の場合は、令和９年３月１５日まで

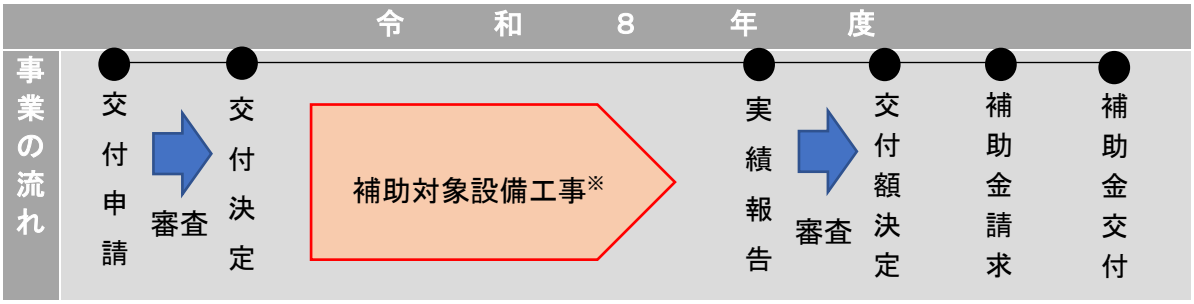

※　原則、交付決定通知後に補助対象設備工事を行っていただく必要がありますが、やむを得ない事由により、交付決定通知前に工事に着手しようとする場合は、交付申請時に、事前着手届を提出してください（交付を保証するものではありません）。

⑵　令和８年度に工事着手し、令和９年４月１日から令和１０年２月２９日までに工事が完了する場合（新増築建築物で、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までがやむを得ず長期に渡る場合に限る）

※ 令和９年度に補助金を交付することを想定していますが、交付を保証するものではありません。

①　事業開始承認申請受付期間（補助対象設備の工事着手前に提出）
令和８年４月１０日　～　令和９年２月２８日

②　交付申請受付期間及び実績報告提出期限
令和９年度の受付期間及び提出期限に準ずる。（令和９年度当初に決定予定です。）

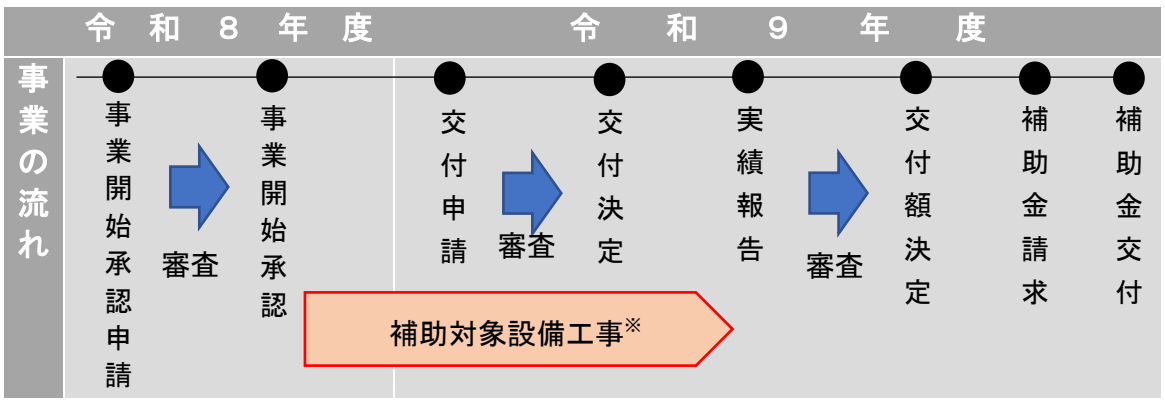

※　原則、事業開始承認後に補助対象設備工事を行っていただく必要がありますが、やむを得ない事由により、事業開始承認前に工事に着手しようとする場合は、事業開始承認申請時に、事前着手届を提出してください（交付を保証するものではありません）。

６　補助金申請の流れ（一般的な例）

＜令和８年度に工事着手し、令和９年２月２８日までに工事が完了する場合＞

令和８年度

申請者

京都市・京都府建築士事務所協会

※　書類審査及び通知書等の送付は京都市が行います。

①　交付申請書の提出

【申請期間】

令和８年４月１０日から

令和９年１月２９日まで

交付の決定に１か月以上かかる場合がありますので余裕をもってご提出ください。

電子メール又は郵送

受付

提出書類の不備確認（訂正・追加等）

書類審査

②　補助金交付決定通知書

提出書類の確認完了後、原則電子メールで送付します。

送付

電子メール又は郵送

③　補助対象設備工事の着手～完了

補助金額に変更が生じる場合など、重大な変更を行う場合は、**変更承認申請**を提出してください。

④　実績報告書の提出

ア　工事完了日から６０日以内

イ　令和９年２月２８日

のいずれか早い日までが期限です。

電子メール又は郵送

受付

提出書類の不備確認（訂正・追加等）

書類審査

⑤　補助金交付額決定通知書

提出書類の確認完了後、原則電子メールで送付します。

送付

電子メール又は郵送

⑥　補助金の請求

交付額決定通知書の受取り後、

ア　交付請求書に必要事項を記入

イ　補助金のアンケートを記入

し、２週間以内に送付してください。

電子メール又は郵送

⑦　補助金の交付

約１箇月で、御指定の口座に補助金をお振込みします。

※補助金のお振込みは通知いたしません。

“京都市”や”キョウトシ”からのお振込みを通帳記帳等で御確認ください。

以上で補助金の手続は全て完了です。

＜令和８年度に工事着手し、令和９年４月１日から令和１０年２月２９日までに工事が完了する場合＞

申請者

京都市・京都府建築士事務所協会

※　提出書類の不備確認及び申請に関する問合せ等については、京都府建築士事務所協会（委託事業者）が行います。

令和８年度

① 事業開始承認申請書の提出

【申請期間】令和８年４月１０日から
令和９年２月２８日まで

事業開始の承認に１か月以上かかる場合がありますので余裕をもってご提出ください

電子メール又は郵送

受付

提出書類の不備確認（訂正・追加等）

書類審査

電子メール又は郵送

送付

② 事業開始承認通知書

提出書類の確認完了後、原則電子メールで送付します

③ 補助対象設備工事の着手

令和９年度

④　交付申請書の提出

【申請期間】令和９年度の受付期間に準ずる

電子メール又は郵送

受付

提出書類の不備確認（訂正・追加等）

書類審査

電子メール又は郵送

送付

⑤　補助金交付決定通知書

提出書類の確認完了後、郵送で送付します。

⑥ 補助対象設備工事の完了

⑦　実績報告書の提出

【提出期限】令和９年度の受付期間に準ずる

電子メール又は郵送

受付

提出書類の不備確認（訂正・追加等）

書類審査

電子メール又は郵送

送付

⑧　補助金交付額決定通知書

提出書類の確認完了後、郵送で送付します。

⑨　補助金の請求

交付額決定通知書の受取り後、
ア　交付請求書に必要事項を記入
イ　補助金のアンケートを記入

し、２週間以内に送付してください。

電子メール又は郵送

⑩　補助金の交付

約１箇月で、御指定の口座に補助金をお振込みします。

※補助金のお振込みは通知いたしません。
“京都市”や”キョウトシ”からのお振込みを通帳記帳等で御確認ください。

7　景観手続（※　必ず工事着手前にご確認ください。）

景観手続の要否については、以下の方法でご確認のうえ、不明な場合は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課（２２２－３４７４）又は風致保全課（２２２－３４７５）にお問い合わせください。

（受付時間：午前８時４５分～１１時３０分、午後１時～午後３時）

景観規制等の確認方法

計画地の景観規制等については、「京都市景観情報共有システム」で確認できます。

＜京都市景観情報共有システムの利用の仕方＞

①「京都市景観情報共有システム（https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/）」にアクセス

② 利用規約を確認し、内容に同意したうえで「同意する」をクリック

③「本システムのご利用方法」を確認：操作説明書をご覧いただけます。

④ 町名等を入力し、検索したい場所を特定（検索では、町名までの特定が可能です。）

⑤**「地図選択　景観」をクリック**し、**「規制情報　景観保全」を選択**して、用途地域で色分けされた地図に切り替え、**申請地をクリック**してピン を立てます。

⑥　規制情報を確認して、印刷画面に移ります。

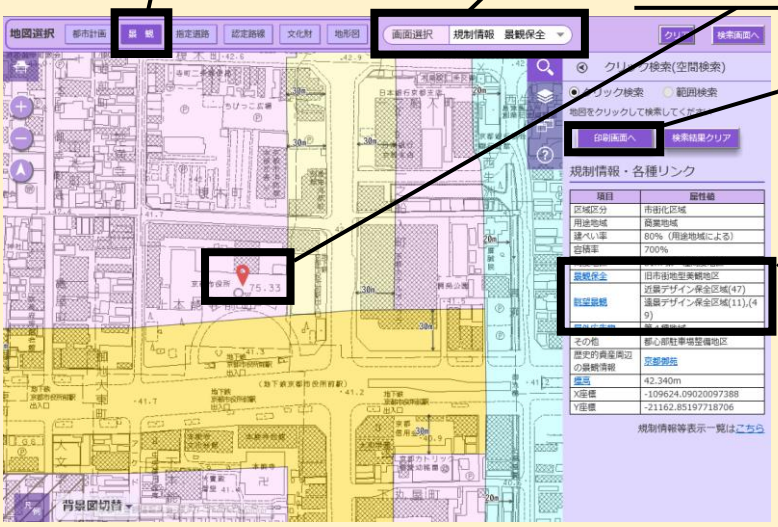

（次ページへ）

⑦景観保全、眺望景観の欄を御確認ください。

<印刷方法>
ファイル→ページ設定→用紙サイズは「A4」で「横」にチェックを入れる→「背景の色とイメージを印刷する」にチェックを入れる→OK→印刷

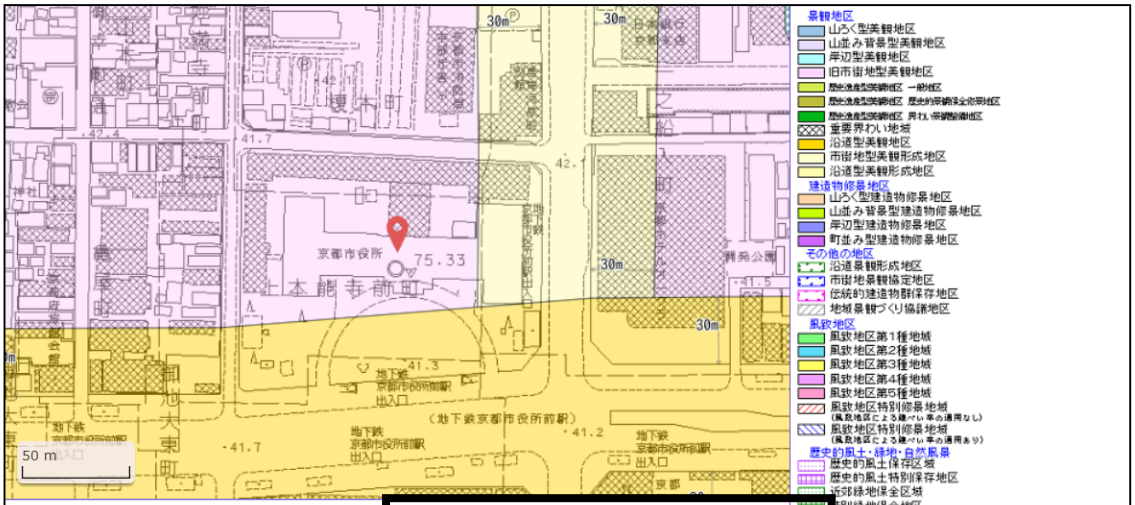

下記の表の規制内容は，図中指定部分の都市計画決定等の内容を示しています。

区域区分	市街化区域	景観保全	旧市街地型美観地区
用途地区	商業地域	眺望景観	近景デザイン保全区域(47),(47),(47) 遠景デザイン保全区域(11),(49)
建ぺい率	80%（用途地域による）		
容積率	700%		
敷地面積の最低限度		その他	都心部駐車場整備地区
高度地区	31m 第一種高度地区		

・都市計画情報は，令和元年１２月６日現在のものです。
・この図は都市計画の法定図面ではありませんので，公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
・都市計画情報は，地図の精度上の誤差を含んでいます。権利や義務の発生する行為や不動産取引など各種証明，都市計画の正確な情報が必要な場合には，必ず都市計画課の窓口でご確認ください。

⑧ 都市景観部のホームページ
「太陽光パネルの景観に関する運用基準・手続のご案内」
(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html)
のフローチャートと照らし合わせて、
景観手続の要否を確認してください。

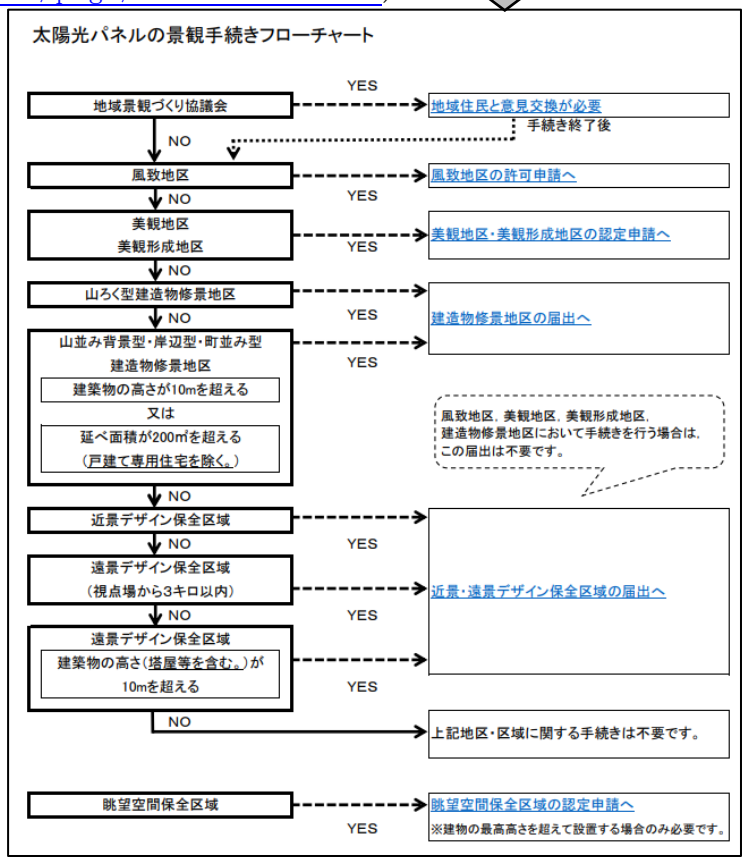

８　申請・問い合わせ窓口

【申請書類提出先・問合せ窓口】

○京都市環境政策局地球温暖化対策室
- 受付時間：平日　９時００分～１７時００分
- 住　　所：〒６０４－８５７１
  京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
- 電　　話：０７５－２２２－４５５５
- 電子メール：ene@city.kyoto.lg.jp
  （※電子メールでの申請は、添付資料の容量を１０ＭＢ以内としてください）

○　一般社団法人京都府建築士事務所協会
- 受付時間：平日　９時００分～１７時００分
- 住　　所：〒６０３－８１６３
  京都市北区小山南大野町１番地　紫明会館１階
- 電　　話：０７５－３３４－５２７７
- 電子メール：eco2050@kyoto-kenchiku.com

＜問合せ方法＞

相談は**電子メール及び電話**でお受けいたします。電子メールでご相談の場合は、電話で返答させていただく可能性もありますので必ず電話番号を記載ください。

※　原則、**窓口での相談や確認は行っておりませんので御注意ください**。

＜申請時の注意事項＞

⑴　申請書等の入手方法

「京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金」のホームページからダウンロードしてください。

URL：https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000303902.html

⑵　申請書等の受付

申請書等は原則、電子メールにより提出してください。なお、**申請書等が揃っていない場合は、受付ができません**ので御注意ください。

⑶　申請書等の確認と訂正

申請受付後、書類の確認を行います。後日担当者より連絡させていただきますので、必要に応じて訂正を行い、**差替え書類を送付してください**。

なお、一度提出された書類は返却できませんので、必ず**提出前に、申請書等のコピーを取り、手元に残してください**。

⑷　通知書等の押印の省略について

京都市が申請者へ送付する文書（事業開始承認通知書、交付決定通知書及び交付額決定通知書等）について、**押印を省略**いたします。

申請者の事情（社内規定等）により押印が必要となる場合及び電子メールでのやり取りが困難な場合には、押印した文書を郵送にてご送付いたしますので、申請時にお伝えください。

押印を行わない文書については、**電子メールにより送付いたします（申請者が団体の場合は、複数名のメールアドレス（共用メールアドレスの場合は、1 アドレス）へご送付いたします）**ので、電子メールを受信されましたら、受信した旨の簡潔なメールをご返信ください。

なお、押印を行わない代わりに、送付する文書に、文書番号、担当室の担当者の氏名、連絡先を明記いたしますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

９　提出書類チェックリスト

このチェックリストの順番に添付書類を揃えて、提出してください。
詳しい書き方は、P19 以降をチェック！

注意　提出書類は、ファイル名の先頭にア～スの文字を入れるなど、以下の順に並べてご提出ください。

⑴　交付申請及び事業開始承認申請

提出書類と確認事項			記入例
ア	□ 交付申請書（第１号様式（第５条関係）） 又は事業開始承認申請書（第５号様式（第９条関係））		P20～23
イ	□ 交付申請書類に係るチェックリスト		―
ウ	□ 申請者が個人の場合	□ 申請者の住民票の写し （コピー可、発行後３か月以内）	―
	□ 申請者が民間事業者の場合	□ 現在事項又は履歴事項証明書 （コピー可、発行後３か月以内）	―
エ	次のいずれかの書類 □ 建築確認申請書（受付印押印済） □ 登記事項証明書 □ 上記書類に代わるもの （　　）	□ 建物の用途別床面積及び所有者が分かる	―
オ	次のいずれかの書類 □ 見積書 □ 上記書類に代わるもの （　　）	□ 補助対象経費がわかる	―
カ	□ 補助対象設備に係る仕様書又はカタログ □ 太陽光パネル □ パワーコンディショナー □ 蓄電池	以下が確認できる □ 太陽光パネル （□ 型番　□ 設備容量） □ パワーコンディショナー （□ 型番　□ 設備容量） □ 蓄電池（□家庭用　□業務用） （□ 型番　□ 設備容量）	―
キ	□ 付近見取図 □ 設置図（平面図等）	□ 設置場所所在地が容易に特定できる □ 補助対象設備が分かる	―
ク	次のいずれかの書類 □ 予定工程表 □ 上記書類に代わるもの （　　）	□ 補助対象設備の工事期間が判別できる ※複数年度工事の場合 □ 年度ごとの内容が確認できる	P32
ケ	次のいずれかの書類 □ 太陽光発電設備設置基準量算出表 □ 上記算出表に代わるもの （　　）	□ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が本要綱に定める基準量を満たしていることが判別できる	P33
コ	□ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書 （京都市ＨＰ内の誓約書（第１号様式）を利用）		―

□ 家庭用蓄電池（4800Ah・セル未満）の場合		
サ	□ 蓄電池のパッケージ型番が、一般社団法人環境共創イニシアチブ（ＳＩＩ）に登録されていることがわかる書類	P31
□ 申請者又は対象設備使用者、設置場所所有者のいずれかが異なる場合		
シ	□ 京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金に係る設置施設に関する同意書（第１号様式別紙）	―
□ ＰＰＡ又はリースの場合		
ス	□ サービス料金又はリース料金から交付金額相当分又はその一部が控除されることがわかる書類	―

⑵ 変更承認申請

提出書類と確認事項		記入例
ア	□ 変更承認申請書（第９号様式（第１１条関係））	P23～26
イ	□ 交付申請時からの変更内容を証明する書類 （例：見積書、契約書、カタログ及び設置図等）	―

⑶　実績報告

補助対象設備	提出書類と確認事項			記入例
共通	ア	□ 実績報告書（第１５号様式（第１３条関係））		P28～30
	イ	□ 第１５号様式別紙		P36
	ウ	□ 実績報告書類に係るチェックリスト		―
	エ	□ 契約書の写し　※ 交付申請時に提出した場合は省略可能		―
	オ	次のいずれかの書類 □ 領収書等の写し □ 上記書類に代わるもの （　　）	□ 契約先に補助対象経費を支払ったことが分かる	―
	カ	次のいずれかの書類 □ 請負代金内訳書 □ 上記書類に代わるもの （　　）	□ 補助対象設備ごとの金額（工事費含む、税抜）がわかる	P36
	キ	次のいずれかの書類 □ 保証書、納品書又は出荷証明書 □ 上記書類に代わるもの （　　）	□ 設置した補助対象設備の型番、数量が分かる □ メーカーが発行したものである	P35
	□ 補助対象設備の設置場所又は設置位置が交付申請時から変更した場合			
	ク	【完成図】 □ 設置図（平面図等）	□ 補助対象設備が分かる	―
	□ 景観の手続きが必要な場合			
	ケ	□ 景観地区（美観地区・美観形成地区）、建造物修景地区 □ 認定証の写し □ 行為届副本表紙の写し □ 風致地区の場合 □ 許可通知書の写し □ 許可申請書副本表紙の写し	□ 設置場所で景観等の手続きを行ったことが分かる	―
	□ PPA 又はリースの場合			
	コ	次のいずれかの書類 □ 事業者との契約書 （メンテナンス項目がある） □ 上記書類に代わるもの （　　）	□ 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる	―
	□ 完全自家消費の場合			
	サ	次のいずれかの書類 □ 逆潮流防止装置の仕様書等及び設置写真 □ 系統連系承諾書 □ 上記書類に代わるもの （　　）	□ 逆潮流防止措置を施したことが分かる	―

共通	☐ FIT/FIP を活用せずに売電する場合			
	シ	次のいずれかの書類 ☐ 電力受給確認書 ☐ 発電量調整供給契約申込書及び系統連携承諾書 ☐ 上記書類に代わるもの （　　）	☐ FIT/FIP を活用せず売電していることが分かる	―
太陽光発電設備	ス	☐ 「全ての太陽電池モジュール」の設置後の写真（カラー） ☐ 「パワーコンディショナー」の設置後の写真（カラー）	☐ 全体写真 ☐ 銘板（仕様が確認できる）	P34
蓄電池	セ	☐ 「蓄電池本体」「パワーコンディショナー」の設置後の写真（カラー）	☐ 全体写真 ☐ 銘板（仕様が確認できる）	―
	☐ 災害時に地域で電力を提供する場合			―
	ソ	☐ 地域との連携協定に関する資料もしくはそれを証する書類（写し）		―

10　交付申請書及び事業開始承認申請の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電設備及び蓄電池の交付申請及び事業開始承認申請の一例です。作成の際は、申請内容に応じて必要箇所に記入してください。

第１号様式（第５条関係）

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付申請書

提出日

（宛先）　京都市長	令和８ 年　４月　２０日
所在地・住所 〒６０４－０００ 京都府京都市エコ区 エコ町１丁目１番地１	申請者　（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名 （個人の場合）氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役　京都　太郎

住民票又は現在事項証明書の住所と一致させる

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱第５条第１項の規定により補助金の交付を申請します。

１　補助対象設備の設置場所所在地（施設等名称）及び設置場所所有者名

設置場所所在地	所有者名
〒 604-0000 エコ２区エコ町２丁目２番地２	株式会社〇〇〇〇

登記事項証明書の住所と一致させる

２　設置予定の補助対象設備の内容

⑴　太陽光発電設備（Ⓐ～Ⓓ：小数点第２位以下切捨て、Ⓔ：小数点以下切捨て）

市が求める太陽電池モジュールの設置基準量※	４．２ kW	
（既存建築物の場合） 現在設置済みの太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値	０ kW	既設太陽光発電設備を設置している場合のみ
設置予定の太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値	１３．８ kW	…Ⓒ
設置予定のパワーコンディショナーの定格出力の合計値	１０．６ kW	…Ⓓ　小数点第２位以下切り捨て
設置予定の太陽光発電設備の発電出力 （ⒸとⒹのいずれか低い方の値の小数点以下を切捨て）	１０ kW	…Ⓔ　小数点以下切り捨て

※　太陽光発電設備設置基準量算出表（添付書類）等を用いて算出

・算出表の基準量と一致させる。
・小数点第２位以下切り捨てる。

⑵　蓄電池（Ⓕ：小数点第２位以下切捨て）

用途（家庭用／業務用）※	家庭用
蓄電容量	１０．５ kWh …Ⓕ

※　家庭用：4800Ah・セル未満、業務用：4800Ah・セル以上

家庭用：4800Ah・セル未満
業務用：4800Ah・セル以上

３　設置予定の補助対象設備に掛かる費用（消費税及び地方消費税相当額除く）

太陽光発電設備	２，５２５，２００ 円 …Ⓖ
蓄電池	１，２６０，０００ 円 …Ⓗ

4　他補助金の受入状況（ない場合は空白）

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合（ない場合は空白で構いません）

(1)　太陽光発電設備

	補助金等の名称 （複数ある場合は全て）	
ア	他補助金額	0　円 …Ⓘ
イ	Ⓖ－Ⓘ	2，525，200　円 …Ⓙ

(2)　蓄電池

	補助金等の名称 （複数ある場合は全て）	○○補助金
ア	他補助金額	200，000　円
イ	Ⓗ－Ⓚ	1，060，000　円 …Ⓛ

他補助金が本補助金と併用可能であるかを他補助金要綱から確認してください。

5　交付申請額（千円未満切捨て）

計算に誤りがないか必ず確認してください。

(1)　太陽光発電設備

ア	補助率：Ⓔ×5万円	500，000　円 …Ⓜ
イ	上乗せ分の設置費用：(Ⓖ÷Ⓒ)×(Ⓒ+Ⓑ-Ⓐ)	1，756，000　円 …Ⓝ
ウ	申請額(Ⓙ、Ⓜ、Ⓝ、補助上限のいずれか少ない額)	500，000　円 …Ⓞ

(2)　蓄電池

ア	補助率：Ⓗ×１／３（千	420，000　円 …Ⓟ
イ	申請額(Ⓛ、Ⓟ、補助上限のいずれか少ない額)	420，000　円 …Ⓠ

1，800 万円

(3)　合計

申	920，000　円

・家庭用：設置予定の蓄電容量×15.5 万円÷３
　業務用：設置予定の蓄電容量×19.0 万円÷３
・100 万円（要件を満たした場合 200 万）

6　建築物の概要

用途別の床面積	家庭用	㎡
	業務用	800　㎡

合計が、建築確認申請書や登記事項証明書等の延べ床面積と同じになっているか確認してください。

7　補助事業により導入する太陽光発電設備の用途

補助対象設備については、再生可能エネルギー
法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の
認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得することなく、同設備により発電
する電力を設置場所における消費電力の一部（業務用
として使用します。

＜対象要件＞
家庭用：自家消費量/発電量＝30%以上
業務用：自家消費量/発電量＝50%以上

（自家消費の見込）

年間の想定発電量（kWh）※	11，000　kWh
年間の想定自家消費量（kWh）※	7，000　kWh

※既設の自家消費型太陽光発電設備がある場合は、既設太陽光発電設備の発電量及び自家消費量を含む。

（余剰電力の取り扱い）※

☑	逆潮流防止措置を講じて余剰電力を発生させない（完全自家消費）。
☐	FIT／FIPを活用せずに売電等する。（売電先（予定）：

※ FIT／FIPを活用した売電は認められません。
　売電先が全く決まっていない場合、売電先（予定）の欄は「未定」としてください。

８　補助対象設備の工事請負契約締結、工事着手及び完了の予定日

工事請負契約締結日(※)	令和	８	年	６	月	１０	日
工事着工予定日	令和	８	年	６	月	３０	日
工事完了予定日	令和	８	年	９	月	３０	日
支払完了予定日	令和	８	年	１０	月	１	日

(※)契約未締結の場合は、契約締結予定日を記入

工事着工予定日が、交付申請日又は事業開始承認申請から３０日以内の場合には、事前着手届を提出してください。

工事完了予定日及び支払い完了日について
１．交付申請書の場合
　令和９年２月２８日までの日付
２．事業開始承認申請書の場合
　令和１０年２月２９日までの日付

９　景観手続の有無

☑ 規制区域内であり必要
☐ 規制区域内だが不要
☐ 規制区域外であり不要

１０　委任状

私は、要綱第１７条に規定する交付申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	株式会社〇〇〇〇
担当者氏名	上京　一郎
所在地	〒６０３－００００ 京都府京都市〇〇区〇〇町１丁目１番地１
電話番号	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
営業日	平日９時～１７時

※　手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、１週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

１１　誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

(1)　市税その他の租税を滞納していないこと。
(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。
(3)　導入設備を、法令、条例等に適合して設置すること。
(4)　FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
(5)　価格交渉等を通じて、蓄電池の導入費用（工事費込み・税抜き）が家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下となるよう努めていること。
(6)　補助対象設備の使用状況について、京都市から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること。
(7)　この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第２２条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。
(8)　再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために本市が実施する広報活動などの取組に協力すること。

１２　申請者等の情報

⑴　申請者の情報

※　申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。

※　申請者が団体の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「メールアドレス」を２名記載してください。

担当部署	部署名・役職名	総務部　部長
	氏名	中京　太陽
	メールアドレス	○○○○@○○○○
	部署名・役職名	総務部
	氏名	下京　太一
	メールアドレス	○○○○@○○○○
	住所	〒６０４－００００ 京都府京都市エコ区エコ町１丁目１番地１
	電話番号	○○○－○○○－○○○○

⑵　補助対象設備使用者の情報

※　申請者と補助対象設備使用者の情報を記載してください。

申請者がＰＰＡ事業者又はリース事業者の場合のみ記入

※　補助対象設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		株式会社○○○○
代表者	職名	代表取締役
	氏名	京都　太郎
担当部署	部署名・役職名	総務部　部長
	担当者氏名	中京　太陽
	住所	〒６０４－００００ 京都府京都市エコ区エコ町１丁目１番地１
	電話番号	○○○－○○○－○○○○
	メールアドレス	○○○○@○○○○

⑶　設置場所所有者の情報

※　設置場所所有者が、申請者と異なる場合のみ記入設置場所所有者の情報を記載してください。

※　設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

11　変更承認申請書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電設備及び蓄電池の変更承認申請の一例です。作成の際は、変更内容に応じて必要箇所に記入してください。

・補助金額に変更が生じる場合など、重大な変更の場合に作成
（法人の代表者名の変更など、軽微な変更は実績報告書に記載）
・「設置場所」を変更する場合は、『廃止承認申請書』を作成し、再度『交付申請書』を提出

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金変更承認申請書

提出日又は投函日

（宛先）　京都市長	令和８　年　７月　１　日
所在地・住所 〒６０４－００００ 京都府京都市エコ区 エコ町１丁目１番地１	申請者　（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名 （個人の場合）氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役　京都　太郎

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、令和 ８ 年 ５ 月２０ 日付けで京都市指令第〇〇号にて交付決定通知を受けた令和 ８ 年 ４ 月 20日付けの交付申請内容の変更について、下記のとおり承認申請を行います。

記

1　補助対象設備の設置場所所在地（施設等名称）及び設置場所所有者名

設置場所所在地（施設等名称）	設置場所所有者名
〒６０４－００００ 京都市エコ２区エコ町２丁目２番地２	株式会社〇〇〇〇

2　補助対象設備　☑ 太陽光発電設備　☑ 蓄電池

3　変更前交付予定額　☑ 太陽光発電設備　500,000 円　☑ 蓄電池　420,000 円

4　変更の内容

変更点の内容を記入。

変更前	変更後
・パワーコンディショナー 容量　１０．６ｋＷ 型番　ＥＣＯ－１０．６Ｅ	・パワーコンディショナー 容量　１２．８ｋＷ 型番　ＥＣＯ－１２．８Ｅ

5　変更の理由

設置予定の型番が生産終了となったため。

6　変更後の設置予定の補助対象設備の内容

(1)　太陽光発電設備（Ⓐ～Ⓓ：小数点第２位以下切捨て、Ⓔ：小数点以下切捨て）

市が求める太陽電池モジュールの設置基準量※	４．２　kW
(既存建築物の場合) 現在設置済みの太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値	０　kW
設置予定の太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値	１３．８　kW
設置予定のパワーコンディショナーの定格出力の合計値	１２．８　kW
設置予定の太陽光発電設備の発電出力 (ⒸとⒹのいずれか低い方の値の小数点以下を切捨て)	１２　kW

※　太陽光発電設備設置基準量算出表（添付書類）等を用いて算出

太陽光発電設備を既に設置している場合のみ

小数点第２位以下切り捨て

小数点以下切り捨て

(2)　蓄電池（Ⓕ：小数点第２位以下切捨て）

用途（家庭用／業務用）※	家庭用
蓄電容量	１０．５　kWh…Ⓕ

※　家庭用：4800Ah・セル未満　業務用：4800Ah・セル以上

家庭用：4800Ah・セル未満
業務用：4800Ah・セル以上

7　設置する対象設備に掛かる費用（消費税及び地方消費税相当額除く）

太陽光発電設備	２，８２８，２００　円…Ⓖ
蓄電池	１，２６０，０００　円…Ⓗ

8　他補助金の申請状況（ない場合は空白）

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は申請した場合（ない場合は空白で構いません）

(1)　太陽光発電設備

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア	他補助金額	０　円…Ⓘ
イ	Ⓖ－Ⓘ	２，８２８，２００　円…Ⓙ

(2)　蓄電池

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	○○補助金
ア	他補助金額	２００，０００　円
イ	Ⓗ－Ⓚ	１，０６０，０００　円…Ⓛ

他補助金が本補助金と併用可能であるかを他補助金要綱から確認してください。

9　変更後の交付申請額（千円未満切捨て

計算に誤りがないか必ず確認してください。

(1)　太陽光発電設備

ア	補助率：Ⓔ×5万円	６００，０００　円…Ⓜ
イ	上乗せ分の設置費用：(Ⓖ÷Ⓒ)×(Ⓒ+Ⓑ-Ⓐ)	１，９６７，０００　円…Ⓝ
ウ	申請額(Ⓙ、Ⓜ、Ⓝ、補助上限のいずれか少ない額)	６００，０００　円…Ⓞ

(2)　蓄電池

ア	補助率：Ⓗ×１／３（千	４２０，０００　円…Ⓟ
イ	申請額(Ⓛ、Ⓟ、補助上限のいずれか少ない額)	４２０，０００　円…Ⓠ

1,800 万円

(3)　合計

申	１，０２０，０００　円

・家庭用：設置予定の蓄電容量×15.5 万円÷３
　業務用：設置予定の蓄電容量×19.0 万円÷３
・100 万円（要件を満たした場合 200 万）

１０　残

用途別の床面積	家庭用	㎡
	業務用	８００　㎡

１１　補助事業により導入する太陽光発電設備の用途等

補助対象設備については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得することなく、同設備により発電する電力を設置場所における消費電力の一部（業務用として使用します。

＜対象要件＞
家庭用：自家消費量/発電量＝30%以上
業務用：自家消費量/発電量＝50%以上

（自家消費の見込）

年間の想定発電量（kWh）※	１１，０００ kWh
年間の想定自家消費量（kWh）※	７，０００ kWh

※既設の自家消費型太陽光発電設備がある場合は、既設太陽光発電設備の発電量及び自家消費量を含む。

（余剰電力の取り扱い）※

□	逆潮流防止措置を講じて余剰電力を発生させない（完全自家消費）。
□	FIT／FIPを活用せずに売電等する。（売電先（予定）：　　）

※ FIT／FIPを活用した売電は認められません。
売電先が全く決まっていない場合、売電先（予定）の欄は「未定」としてください。

１２　補助対象設備の工事着手及び完了の予定日

工事着工予定日　　令和　８　年　７　月　３０　日
工事完了予定日　　令和　８　年　１１　月　３０　日
支払完了予定日　　令和　８　年　１２　月　１　日

１３　景観手続の有無

☑　規制区域内であり必要
□　規制区域内だが不要
□　規制区域外であり不要

１４　委任状

私は、要綱第１７条に規定する変更承認申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	株式会社〇〇〇〇
担当者氏名	上京　一郎
所在地	〒６０３－００００ 京都府京都市〇〇区〇〇町１丁目１番地１
電話番号	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
営業日	平日９時～１７時

※　手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、１週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

１５　申請者等の情報

⑴　申請者の情報

※　申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。

※　申請者が団体の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「メールアドレス」を２名記載してください。

担当部署	部署名・役職名	総務部　部長
	氏名	中京　太陽
	メールアドレス	○○○○@○○○○
	部署名・役職名	総務部
	氏名	下京　太一
	メールアドレス	○○○○@○○○○
	住所	〒６０４－００００ 京都府京都市エコ区エコ町１丁目１番地１
	電話番号	○○○－○○○－○○○○

⑵　補助対象設備使用者の情報　申請者がＰＰＡ事業者又はリース事業者の場合のみ記入

※　申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、補助対象設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

※　補助対象設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		株式会社○○○○
代表者	職名	代表取締役
	氏名	京都　太郎
担当部署	部署名・役職名	総務部　部長
	担当者氏名	中京　太陽
	住所	〒６０４－００００ 京都府京都市エコ区エコ町１丁目１番地１
	電話番号	○○○－○○○－○○○○
	メールアドレス	○○○○@○○○○

⑶　設置場所所有者の情報　設置場所所有者が申請者と異なる場合のみ記入

※　設置場所所有者が、申請者・補助対象設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。

※　設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

以上

12　実績報告書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電設備及び蓄電池の実績報告の一例です。作成の際は、実績内容に応じて必要箇所に記入してください。

第１５号様式（第１３条関係）

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金実績報告書

提出日

（宛先）　京都市長	令和８年　１２月　１５日
所在地・住所 〒６０４－０００ 京都府京都市エコ区 エコ町１丁目１番地１	申請者　（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名 （個人の場合）氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役　京都　太郎

交付申請書の住所と現住所が異なる場合には、同時に住民票又は現在事項証明書を提出

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱第１３条第１項の規定により、令和　８　年　５　月２０　日付けで京都市指令第　〇〇　号にて交付決定通知を受けた補助事業の実施実績について、下記のとおり報告します。

記

交付決定通知書の右上に記載している日付、交付決定番号をそれぞれ転記

１　補助対象設備の設置場所所在地（施設等名称）及び設置場所所有者名

設置場所所在地（施設等名称）	設置場所所有者名
〒６０４－０００ 京都市エコ２区エコ町２丁目２番地２	株式会社〇〇〇〇

２　補助対象設備の内容

(1)　太陽光発電設備（Ⓐ～Ⓓ：小数点第２位以下切捨て、Ⓔ：小数点以下切捨て）

市が求める太陽電池モジュールの設置基準量※	４．２　kW	…Ⓐ
（既存建築物の場合） 現在設置済みの太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値	０　kW	…Ⓑ
設置予定の太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値	１３．８　kW	…Ⓒ
設置予定のパワーコンディショナーの定格出力の合計値	１２．８　kW	…Ⓓ
設置予定の太陽光発電設備の発電出力 （ⒸとⒹのいずれか低い方の値の小数点以下を切捨て）	１２　kW	…Ⓔ

※　太陽光発電設備設置基準量算出表（添付書類）等を用いて算出

(2)　蓄電池（Ⓕ：小数点第２位以下切捨て）

用途（家庭用／業務用）※	家庭用	
蓄電容量	１０．５　kWh	…Ⓕ

※　家庭用：4800Ah・セル未満、業務用：4800Ah・セル以上

３　設置した対象設備に掛かった費用（消費税及び地方消費税相当額除く）

太陽光発電設備	２，８２８，２００　円	…Ⓖ
蓄電池	１，２６０，０００　円	…Ⓗ

4　他補助金の受入状況（ない場合は空白）

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合（ない場合は空白で構いません）

(1)　太陽光発電設備

	補助金等の名称（複数ある場合は全て）		
ア	他補助金額	0　円	…Ⓘ
イ	Ⓖ－Ⓘ	2，828，200　円	…Ⓙ

(2)　蓄電池

	補助金等の名称（複数ある場合は全て）	○○補助金	
ア	他補助金額	200，000　円	…Ⓚ
イ	Ⓗ－Ⓚ	1，060，000　円	…Ⓛ

5　実績報告額（千円未満切捨て）

(1)　太陽光発電設備

ア	補助率：Ⓔ×5万円	600，000　円	…Ⓜ
イ	上乗せ分の設置費用：(Ⓖ÷Ⓒ)×(Ⓒ+Ⓑ−Ⓐ)	1，967，000　円	…Ⓝ
ウ	**申請額（Ⓙ、Ⓜ、Ⓝ、補助上限のいずれか少ない額）**	600，000　円	…Ⓞ

(2)　蓄電池

ア	補助率：Ⓗ×１／３（千円未満切捨て）	420，000　円	…Ⓟ
イ	**申請額（Ⓛ、Ⓟ、補助上限のいずれか少ない額）**	420，000　円	…Ⓠ

(3)　合計

申請額（Ⓞ+Ⓠ）	1，020，000　円	

6　売電の有無（FIT/FIPによる売電は認められません）

☑　完全自家消費（逆潮流防止措置を施したことが分かる書類を添付してください。）

☐　FIT/FIPを活用せずに売電

（売電先：　　）

※　売電される場合は、翌々年度の7月31日までに、自家消費割合実績報告書（第２０号様式）を提出してください。

7　補助対象設備の工事着手及び完了日

工事着工日　　令和　8　年　7　月　30　日

工事完了日　　令和　8　年　11　月　30　日

支払完了日　　令和　8　年　12　月　1　日

8　景観手続の結果

☑　手続要 ☐　手続不要	手続要の場合、手続したことが分かる書類を添付してください。 【例】景観地区（美観地区・美観形成地区）、建造物修景地区の場合 認定証の写し又は行為届副本の表紙の写し　など 風致地区の場合 許可通知書の写し又は許可申請書副本の表紙の写し　など

９　交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請内容を変更した場合は、その内容

補助金額の変更を伴わない軽微な変更があった場合に記入し、必要に応じて変更したことを証明する書類を提出してください。

１０　委任状

私は、要綱第１７条に規定する実績報告手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	株式会社〇〇〇〇
担当者氏名	上京　一郎
所在地	〒６０３－００００ 京都府京都市〇〇区〇〇町１丁目１番地１
電話番号	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
営業日	平日９時～１７時

※　手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、１週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

以上

13　添付書類作成例

⑴　蓄電池のパッケージ型番がＳＩＩに登録済であることが分かる書類

現在ＳＩＩに登録されている蓄電システムのパッケージ型番は、「一般財団法人　環境共創イニシアチブ」のホームページから確認することができます。

＜確認方法＞

① 登録済 製品一覧 | ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業 | SII 一般社団法人 環境共創イニシアチブ Sustainable open Innovation Initiative にアクセス又は、「蓄電システム登録済製品一覧」などで検索

② 「メーカー一覧から検索する」をクリックし、設置予定の蓄電システムのメーカー名を選択

③ 「ＳＩＩ登録型番（パッケージ型番）」に設置予定のパッケージ型番を入力し、「検索する」ボタンをクリック

登録日	メーカー名	製品名	パッケージ型番	定格出力(kW)	※1 電力変換装置タイプ	※2 初期実効容量(kWh)	※3 蓄電容量(kWh)	ECHONET Lite Release バージョン	※4 ECHONET Lite AIF認証	ホームページお問合せ窓口
2024/7/31	エリーパワー株式会社	V2H蓄電システム　パワーイエ・コネクト	EPS−60P064	6	ハイブリッド	5.4	6.4	R	有	03-6431-9044 ホームページ

対象設備の内容であることを確認

⑵　予定工程表

補助対象設備の工事期間がわかる、工事全体の工程表を準備してください。

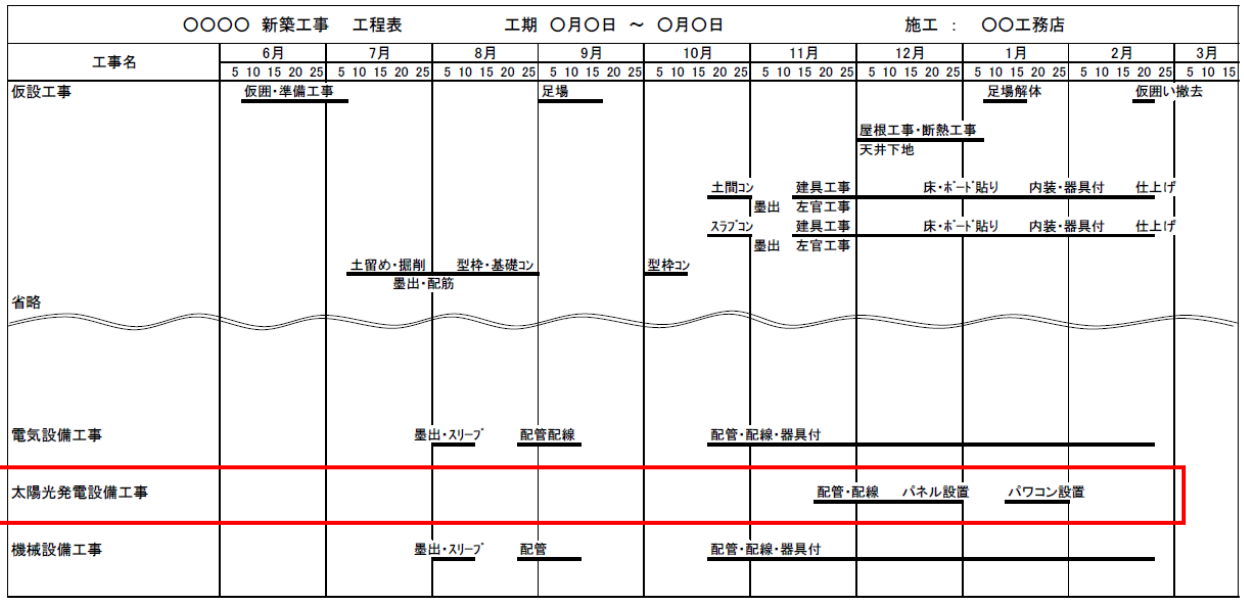

対象設備の工事が記載されているか確認してください。

上記の場合には、補助対象設備の工事着工日は、11 月 20 日となります。

⑶　再生可能エネルギー算出表

本要綱に定める基準量を満たす太陽電池モジュールの定格容量は、設置場所の傾斜角及び方位角により決まります。京都市情報館に掲載の再生可能エネルギー算出表をご利用下さい。

（URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000303902.html）

太陽光発電設備設置基準量算出表（太陽光パネル出力算出用シート）

（建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金基準量算定用）　R8年4月版

緑色部分を記入

1．太陽光発電設備設置基準量（単位：MJ（メガジュール））

延べ床面積（単位：㎡）	基準量（単位：MJ）
① 300	30000

2．太陽光発電設備の年間発電量（基準量）

$E_{PY} = P_{AS} \times H_{AY} \times K \div G$　　記入

交付申請書の２（1）Ⓐの欄に、小数点第２位以下を切り捨てた値を転記して下さい。

3．太陽光発電設備設置基準量（単位：kW（キロワット））の算出

P_{AS}	太陽電池モジュールの設置基準量（単位：kW） $P_{AS} = E_{PY} \div H_{AY} \div K \times G$		2.86861149 ④
H_{AY}	年間の日射量（単位：kWh/㎡・年）		1306.7
	θ	傾斜角（モジュール又は集熱部と水平方向との角度）（単位：°）	10 ②
	γ	方位角（真南を0°とし，東西方向への回転角）（単位：°）	30 記入
K	総合設計係数		0.82
	太陽電池の種類		アモルファス系 ③
G	標準試験強度における日射強度（単位：kW/㎡）		1 記入
E_{PY}	年間の発電量（単位：kWh/年）		3073.7

第4条に掲げる号数	得られたエネルギー	換算係数（MJ/kWh）
(1), (4), (5), (6)	電力	9.76
(2), (3)	熱	3.6

（参考2）

太陽電池の種類	総合設計係数
結晶系	0.81
アモルファス系	0.82

別表（第3条関係）　　単位：kWh/㎡・日

方位角 γ° ＼ 傾斜角 θ°	0	10	20	30	40	50	60	90
180	3.43	3.18	2.87	2.53	2.21	1.93	1.67	1.18
150	3.43	3.21	2.94	2.64	2.34	2.06	1.81	1.31
120	3.43	3.29	3.11	2.90	2.67	2.44	2.22	1.61
90	3.43	3.40	3.32	3.20	3.05	2.87	2.66	1.96
60	3.43	3.50	3.52	3.48	3.38	3.23	3.03	2.23
30	3.43	3.58	3.66	3.67	3.61	3.47	3.28	2.38
0	3.43	3.61	3.71	3.74	3.69	3.56	3.36	2.41

⑷　太陽電池モジュールの写真

全体がわかるように撮影してください。

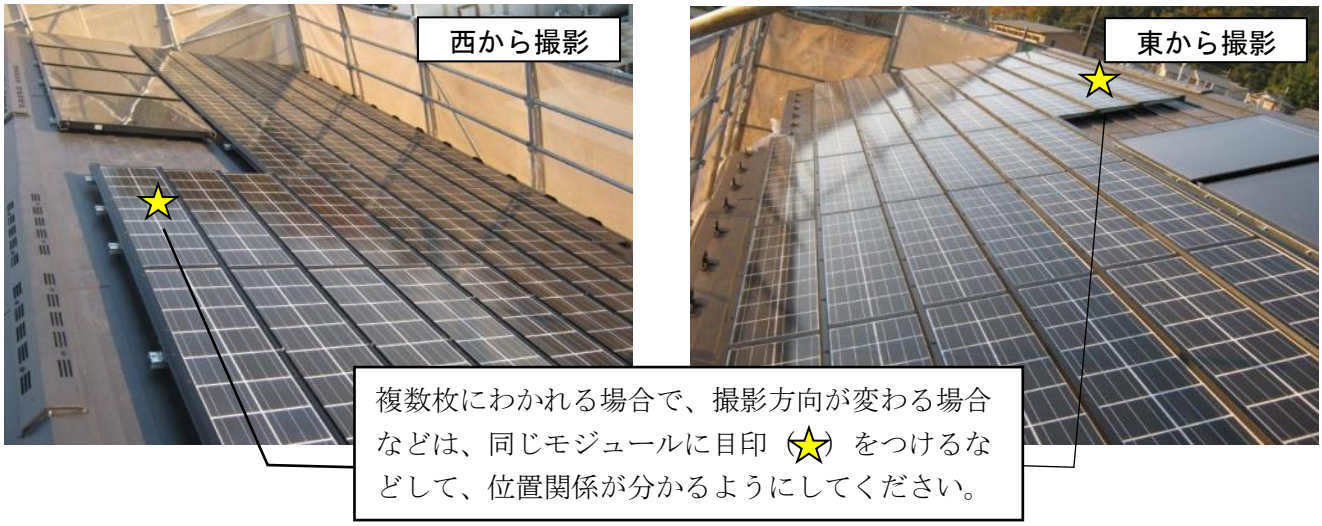

※　「全ての太陽電池モジュールが写っていない」「暗くて枚数が確認できない」などの写真は不可です。

○　許容されるもの（全ての太陽電池モジュールが確認できる）	×　不可（全ての太陽電池モジュールが確認できない。）

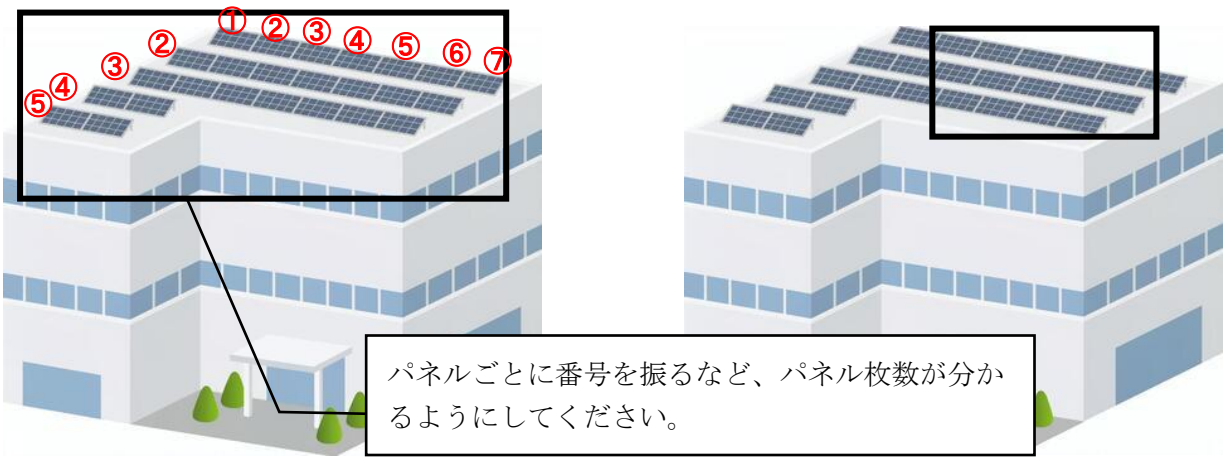

（参考）　納品書例（太陽光パネル、パワコン、蓄電池等）

以下のような補助対象設備の納品書を添付してください。

令和〇年〇月〇日

納品書

〇〇　〇〇　御中

株式会社　〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇
京都市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇
ＴＥＬ：０７５－〇〇〇－〇〇〇〇
ＦＡＸ：０７５－〇〇〇－〇〇〇〇

下記のとおり納品いたしましたので、ご確認ください。

部品名	数量	単位	単価	金額
太陽電池モジュール　型番　〇〇〇〇	〇	枚		〇〇〇〇
パワーコンディショナー　型番　〇〇〇〇	1	台		〇〇〇〇
蓄電池　型番　〇〇〇〇	〇	セル		〇〇〇〇
接続箱　型番　〇〇〇〇	1	台		〇〇〇〇
付属品	1	式		〇〇〇〇
				〇〇〇〇
【小計】				〇〇〇〇
【消費税】				〇〇〇
【合計】				￥〇〇〇〇〇

～以下省略～

（参考）　内訳書例（太陽光パネル、パワコン、蓄電池等）

契約書に「補助対象設備」の項目がない場合は、内訳明細書を添付してください。

内訳書（抜粋）

名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額（税抜）
太陽光発電設備					
太陽電池		1	式		○○○○
架台		1	式		○○○○
パワーコンディショナー		1	台		○○○○
表示装置		1	台		○○○○
データ収集装置		1	台		○○○○
接続箱		1	式		○○○○
変換器箱		1	式		○○○○
計測機器		1	式		○○○○
付属品		1	式		○○○○
機器間ケーブル工事		1	式		○○○○
搬入費		1	式		○○○○
搬出費		1	式		○○○○
据付費		1	式		○○○○
試験調整費		1	式		○○○○
諸経費	（福利厚生費含む）	1	式		○○○○
【小計】					¥8,000,000

※内訳書に記載の内容を第 15 号様式別紙に費目ごとに分配し、転記してください。

（第 15 号様式別紙（抜粋））

・　太陽光発電設備

経費の区分	費目	細分	金額（税抜）
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	本工事費（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
設備費	設備費		円
合　計			円

※ 各費目や各細分の詳細については、要綱の「別表第２_２ 補助対象経費」を参照ください。

14　よくあるご質問

過去にお問い合わせが多かった内容について、補助金交付までの流れに沿って記載しています。

⑴　補助対象設備の契約

Ｑ１：いつ以降に工事請負契約をしたものが、対象となりますか。

Ｑ２：新築等の建物の契約を令和４年７月１４日以前に行い、令和４年７月１５日以降に補助対象設備の追加・変更契約をしましたが、対象となりますか。

⑵　交付申請書の提出

Ｑ３：新築する建築物の工事期間が３年、補助対象設備の設置が２年後ですが、どのタイミングで交付申請をしたらいいですか。

Ｑ４：事前申請制であることを知りませんでした。

Ｑ５：いつから補助対象設備の工事を開始してもいいですか。

Ｑ６：先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

Ｑ７：太陽光発電設備の補助額の算出には、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のどちらを用いて算出したらいいですか。

Ｑ８：補助対象設備の要件

Ｑ８-①：PPA（初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入する方式）は補助対象ですか。

Ｑ８-②：太陽光発電設備及び蓄電池の要件はありますか。

Ｑ８-③：既存の延べ床面積３００ｍ^{2}以上の建物に太陽光発電設備を新設する場合は、補助対象ですか。

Ｑ８-④：設置する太陽光発電設備が基準量と同等であり、補助対象外になる場合でも蓄電池は補助対象となりますか。

Ｑ８-⑤：太陽光発電設備で発電した電力を要綱に定める一定の割合以上消費することができません。

Ｑ８-⑥：太陽光発電設備で発電した電力の全てを自家消費できない場合、売電することは可能ですか。

Ｑ８-⑦：既に太陽光発電設備を設置している建築物に、追加で太陽光発電設備を設置する場合にも対象となりますか。

Ｑ９：京都市外に本社がある企業ですが、京都市内に所有する事務所に太陽光発電設備を設置する場合、補助金の申請は可能ですか。

Ｑ１０：京都府が行う支援制度との併用は可能ですか。

Ｑ１１：他の補助金との併用は可能ですか。

⑶　交付決定通知書の受取

Ｑ１２：交付決定通知書を紙媒体で発行してもらうことは可能ですか。

⑷　変更承認申請書の提出

Ｑ１３：変更承認申請が必要な場合はどういった場合ですか。

⑸　実績報告書の提出

Ｑ１４：実績報告書の提出が期限に間に合いません。

⑹　その他

Ｑ１５：景観の手続きは必ず必要ですか。

⑴　補助対象設備の契約

Ｑ１　いつ以降に工事請負契約をしたものが、対象となりますか。

Ａ１　新増築建築物の場合は、令和４年７月１５日以降に対象設備の設置工事の請負契約を締結している建築物が対象となります。既存建築物の場合は、令和８年４月３日以降に工事請負契約を締結したものが対象となります。

Ｑ２　新築等の建物の契約を令和４年７月１４日以前に行い、令和４年７月１５日以降に補助対象設備の追加・変更契約をしましたが、対象となりますか。

Ａ２　原則、令和４年７月１５日以降に対象設備の設置工事の請負契約を締結している場合に対象となります。ただし、令和４年７月１５日以降に補助対象設備の追加・変更契約をし、交付申請又は事業開始申請後に工事着手する場合も対象とします。

⑵　交付申請書の提出

Ｑ３　新築する建築物の工事期間が３年、補助対象設備の設置が２年後ですが、どのタイミングで交付申請をしたらいいですか。

Ａ３　建築物の工事着手前ではなく、補助対象設備の工事着手前に交付申請書を提出してください。交付決定をした補助金については、原則交付決定年度内に支払いを行う必要があります。ただし、補助対象設備の工事が２箇年に跨る場合には、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までが長期に渡る場合に限り、初年度に事業開始承認申請を提出し、事業開始承認収受後に工事着手したうえで、次年度の交付申請受付期間に改めて交付申請し、工事完了後に実績報告書を提出してください。

Ｑ４　事前申請であることを知りませんでした。

Ａ４　補助対象設備を設置する日の３０日前までに交付申請が必要であるため、**設置後の申請はできません**。

Ｑ５　いつから補助対象設備の工事を開始してもいいですか。

Ａ５　補助対象設備の工事は、交付申請書又は事業開始承認申請書を提出し、**交付決定又は事業開始承認を受けてから開始してください**。交付申請から交付決定までの期間又は事業開始承認申請から事業開始承認までの期間に補助対象設備の工事を開始したい場合には、交付申請又は事業開始承認申請時に事前着手届をご提出ください（事前着手届は、交付を保証するものではありません）。

Ｑ６　先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

Ａ６　申請窓口に交付申請書が提出された順に受付を行い、予算額に達した時点で受付を終了します。ただし、**「交付申請書の受理」には「提出書類の添付書類がすべて揃っている」**ことが必要です。提出書類に不足がある場合は、**適切な申請書を提出された方を優先し、補助金の交付を行うことになります**。

Ｑ７　太陽光発電設備の補助額の算出には、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のどちらを用いて算出したらいいですか。

Ａ７　補助額の算出に用いる発電出力については、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位：kW）とパワーコンディショナーの定格出力の合計値（単位：kW）のいずれか低い方の値を、kW 単位で小数点以下を切り捨てた値を用いて算出してください。

※　令和８年度より運用を変更しましたので、ご注意ください。

Ｑ８－①　PPA（初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入する方式）は補助対象ですか。

Ａ８－①　ＰＰＡは当補助事業の対象です。本補助金の要綱を確認し、設備を設置する建築物の所有者の同意を得たうえで申請を行ってください。

Ｑ８－②　太陽光発電設備及び蓄電池の要件はありますか。

Ａ８－②　太陽光発電設備、蓄電池それぞれに設備設置の要件、性能基準に関する要件等がありますので本補助金要綱を御確認下さい。

Ｑ８－③　既存の延べ床面積３００ｍ^{2}以上の建物に太陽光発電設備を新設する場合は、補助対象ですか。

Ａ８－③　既存の延べ床面積３００ｍ^{2}以上の建物の場合にも、本要綱に定める基準量を 1kW 以上超えて太陽光発電設備を設置する場合には対象となります。

Ｑ８－④　設置する太陽光発電設備が基準量と同等であり、補助対象外になる場合でも蓄電池は補助対象となりますか。

Ａ８－④　太陽光発電設備が補助対象外になる場合は、蓄電池も補助対象外です。

Ｑ８－⑤　太陽光発電設備で発電した電力を、要綱に定める一定の割合以上消費することができません。

Ａ８－⑤　**補助金対象設備で発電した電力を、要綱に定める割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上自家消費できない場合には対象外となります。**年間の想定発電量及び自家消費量については、専門業者に依頼するなどにより試算したうえで、交付申請書（第１号様式）をご提出ください。

また、対象設備を設置した年度の翌年度の １ 年間の自家消費実績について、対象設備を設置した年度の翌々年度の７月３１日までに自家消費割合実績報告書（第２０号様式）によりご提出ください。

Ｑ８-⑥　太陽光発電設備で発電した電力の全てを自家消費できない場合、売電することは可能ですか。

Ａ８－⑥　補助金対象設備で発電した電力を、要綱に定める割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上自家消費したうえで、FIT 制度やFIP 制度を活用せず売電することは可能です。

FIT 制度や FIP 制度を活用しない売電先について、京都府の HP 上で紹介しているため、参考にご確認ください。

Ｑ８-⑦　既に太陽光発電設備を設置している建築物に、追加で太陽光発電設備を設置する場合にも対象となりますか。

Ａ８－⑦　既設の太陽光発電設備を FIT で売電しており、同系統で設置する場合は補助対象外です。

既設の太陽光発電設備が完全自家消費型で同系統に設置する、又は既設の太陽光発電設備を完全 FIT 売電しており別系統で本補助要件に即した太陽光発電設備を設置する場合で、既設の太陽光発電設備と今回設置する太陽光発電設備を合わせた設置量が、本要綱に定める基準量を 1kW 以上超える場合には、対象となります。

なお、既設の太陽光発電設備が完全自家消費の場合には、既設の太陽光発電設備も含めた全ての太陽光発電設備で発電される電力に対し、要綱に定める割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上自家消費していただく必要があります。

Ｑ９　京都市外に本社がある企業ですが、京都市内に所有する事務所に太陽光発電設備を設置する場合、補助金の申請は可能ですか。

Ａ９　申請者の住所が京都市外であっても、京都市内の延べ床面積１０ｍ^{2}以上の建物に、本要綱に定める基準量を 1kW 以上超えて太陽光発電設備を設置する場合には対象となります。

Ｑ１０　京都府が行う支援制度との併用は可能ですか。

Ａ１０　本補助金の要綱上、京都府の支援制度を活用した場合でも対象外にはしていませんが、京都府の補助金の要綱上、本補助金との併用を不可としている場合がありますので、京都府にご確認ください。

Ｑ１１　他の補助金との併用は可能ですか。

Ａ１１　可能です。ただし、他補助金が、本補助金と併用可能である場合に限りますので、他補助金要綱等により事前に確認してください。なお、本補助金要綱第４条第２号の規定により補助対象経費の額は、別の補助金の額を控除した額となりますので、申し出てください。

⑶　交付決定通知書の受取

Ｑ１２　交付決定通知書を紙媒体で発行してもらうことは可能ですか。

Ａ１２　可能です。申請者の事情（社内規定等）により押印が必要となる場合及び電子メールでのやり取りが困難な場合には、押印した文書を郵送にて送付いたしますので、申請時にお伝えください。

⑷　変更承認申請の提出

Ｑ１３　変更承認申請が必要な場合はどういった場合ですか。

Ａ１３　交付申請書の内容に重大な変更がある場合には、変更承認申請が必要です。それ以外の変更は、実績報告書の「５　交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請内容を変更した場合は、その内容」記載欄に変更内容を記載してください。

	変更承認申請が必要	変更承認申請が不要 （実績報告書裏面への記載で可）
基準	交付申請書に重大な変更が生じる場合	軽微な変更の場合
主な例	・太陽光発電設備の容量が変更になった。 ・延べ床面積が変更になった。 ・型番を変更した。	・景観の届出がいらないと思っていたが必要となった。 ・工事完了日が、変更になったが、実績報告書の受付期間内である。 ・法人の代表者が変更になった。 ・申請者の所在地・住所が変更になった。 （その他関係法令に合致しているかは適宜確認が必要です）

（注）　申請者又は設置場所を変更する場合は、変更承認申請では対応できません。廃止承認申請書で当初申請を取り下げ、改めて新規の交付申請を行ってください。

⑸　実績報告書の提出

Ｑ１４　実績報告書の提出が期限に間に合いません。

Ａ１４　補助金をお支払いできません。実績報告書の提出期限は、令和９年２月２８日（３月１日～３月１５日補助対象設備工事が終わる場合は、３月１５日）です。やむを得ない事情により困難な場合は、分かり次第速やかにご相談ください。

⑹　その他

Ｑ１５　景観の手続きは必ず必要ですか。

Ａ１５　景観の手続き（申請）の要否は、建築予定の地域によって異なります。工事の着手前に申請の要否を確認のうえ、申請を行ってください。